公益社団法人びわこビジターズビューロー役員の報酬等に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、定款第 27 条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（定　義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
（１）役員とは、理事および監事をいう。
（２）常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
（３）非常勤の理事とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
（４）報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費および手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。
（報酬等の区分）
第３条　報酬等は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事および監事に対しては、支給しない。
２　常勤の理事（滋賀県職員である者を除く。）に対して支給する報酬等は、報酬および期末手当とする。
３　常勤の理事（滋賀県職員である者に限る。）に対して支給する報酬等の種類（通勤手当に相当するものを除く。）およびその額は、滋賀県職員に支給される給料等の例によるものとし、必要な事項は別に定める。
４　役員には退職慰労金は支給しない。
（報酬の額）
第４条　常勤の理事（滋賀県職員である者を除く。）の報酬等の総額は、総会の決議により別表第１に定める額を上限とし、報酬等の額は、総額の範囲内において、理事会の決議により定める。
（報酬等の支給方法）
第５条　常勤の理事の報酬等の支給方法は、職員の例による。
（改　廃）
第６条　この規程の改廃は、総会の決議により行う。
（補　則）
第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２５年５月２９日から施行する。
附　則
この規程は、平成２６年６月９日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年６月８日から施行する。
附　則
この規程は、平成３０年６月７日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年６月３日から施行する。

別表第１（第４条関係）

支給対象	専務理事
報酬および期末手当の額	年額　　７，０００，０００円以内